

# ◇申請対象条件一覧表

【別紙】

【説明】学部生：◎及び○からそれぞれ1種類ずつ該当、又は●から1種類の該当が必要

大学院生・専攻科生：○から1種類の該当が必要

: 選択不可

対象条件	申請対象者		申請区分	申請者の状況	大学独自制度		新型コロナウイルス感染症対応制度	
					学部生	大学院生 専攻科生	学部生	大学院生 専攻科生
A区分 【学部生対象】  (日本学生支援機構給付奨学金)に関する事項	日本学生支援機構 給付奨学生	給付奨学金 支給されない者	A-1	令和6年10月以降、日本学生支援機構給付奨学金支援区分外の者又はIV区分(対象外)の者			◎	
		給付奨学金 振込中	A-2	令和6年10月以降、日本学生支援機構給付奨学金支援区分Ⅱ、Ⅲ又はⅣ(多子)の者			◎	
	日本学生支援機構 給付奨学生ではない者	給付奨学金 申請中・申請予定者	A-3	令和6年度日本学生支援機構給付奨学金・在学採用(秋)又は家計急変採用に申請中もしくは申請予定の者 <sup>※1</sup>			◎	
		給付奨学金に 申請できない(支援 の対象とならない)者	A-4	日本学生支援機構給付奨学金の「大学等への入学時期等に関する要件」を満たさない者 ※高校を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学への入学日までの期間が2年を経過した者等			◎	
			A-5	日本学生支援機構給付奨学金の「在留資格等に関する要件」を満たさない者 ※在留資格が「留学」の者等			◎	
B区分  新型コロナウイルス感染症対応制度に関する事項	主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者) <sup>※2</sup> が新型コロナウイルス感染症拡大により収入が減少し、授業料納付が困難な者 <sup>※3</sup>		B-1	日本国や日本の地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 <sup>※4</sup> を提出できる者			○	○
			B-2	世帯全体の収入減少後の所得及び臨時収入の合計額 <sup>※5</sup> が収入減少前の収入 <sup>※6</sup> と比較し1/2以下となっている者			○	○
C区分  大学独自制度に関する事項	経済的理由により授業料納付が困難な者		C-1	経済的理由によって授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者		○		
	主たる学資負担者の死亡又は風水害等の罹災により授業料納付が困難な者		C-2	令和6年4月1日～9月30日の期間において、主たる学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料納付が著しく困難であると認められる者	● 猶予のみ	○		
	その他やむを得ない事情により授業料納付が困難な者		C-3	(申請区分C-2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者 行方不明(学生本人)、その他やむを得ない事情があると認められる者 <sup>※7</sup>	● 猶予のみ	○		

上記条件を満たすが、申請の対象外となる者	正規生以外の者
	授業料を滞納している者
	特別な理由無く修業年限を超えて在学している者
	本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者

**【注記事項】**

※1 申請区分A-3(給付奨学金に申請中・申請予定者)の該当者で、本制度申請期間内に日本学生支援機構給付奨学金在学採用(秋)又は家計急変採用を申請しなかった場合、本制度は不許可となります。

※2 **【B区分で申請した場合】**

- ・主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者)とは、父母又は父母両方いない場合は代わって生計を維持している者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し始めた時期の直前の年(令和元年～令和5年の1月～12月)の収入金額が多かった者です。
- ・独立生計者で配偶者がある場合は、本人又は配偶者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し始めた時期の直前の年(令和元年～令和5年の1月～12月)の収入金額が多かった者です。

**【C区分で申請した場合】**

- ・主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者)とは、父母又は父母両方いない場合は代わって生計を維持している者のうち、前年(令和5年1月～令和5年12月)の収入金額が多かった者です。
- ・独立生計者で配偶者がある場合は、本人又は配偶者のうち、前年(令和5年1月～令和5年12月)の収入金額が多かった者です。いずれの区分で申請した場合でも独立生計者で配偶者がいない場合は、本人が主たる学資負担者となります。

※3 申請時に家計急変の事由が解消している場合は、本制度(B区分)の申請対象外となります。

※4 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする公的支援であり、支援を受けた時期が6ヶ月以内(令和6年4月1日以降)のものが対象となります。

公的支援の受給証明書に係る対象の支援は、以下の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を参照してください。

**新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例**

No.	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸与 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業者の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸与 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸与	日本政策金融公庫	事業者の方向け
3	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号	信用保証協会	事業者の方向け
4	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

※5 収入減少後の所得は、次式により計算します。複数の収入がある場合は合計します。  
(所得の種類は、家庭調書(様式③コロナ対応)を参照)

**【給与収入】**

給与支給額＝控除前支給額((令和6年6月～8月分)×4)＋賞与見込み額(令和6年度)

所得＝給与支給額－給与所得の控除額(次表)

表. 給与所得の控除額の算出方法

給与支給額	給与所得の控除額(万円)
104万円以下	給与支給額×1.0
105万円～200万円	給与支給額×0.2+83
201万円～653万円	給与支給額×0.3+62
654万円～	258

**【給与以外(事業等)】**

所得＝(売上高(令和6年6月～8月分)－必要経費(令和6年6月～8月分))×4

**【臨時的収入】**

令和5年10月1日～令和6年9月30日の期間に得た臨時的な収入(保険金、支援金、補助金、給付金等)

※6 収入減少前の収入とは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し始めた時期の直前の年(令和元年～令和5年の1月～12月)の収入金額です。

※7 C-3区分で、「行方不明(学生本人)、その他やむを得ない事情があると認められる者」に該当する場合、選考の上許可されるのは、授業料の徴収猶予のみです。